

平成28年12月12日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成28年12月12日（月曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	浅野敏江君		
副委員長	土見大介君		
委員	西村勝男君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

出席議長団（2名）

議長	香取嗣雄君
副議長	伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	健康福祉部長	桜井史裕君
市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村淳君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

会議に付した事件

- 議題 議案第80号 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第82号 塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第87号 平成28年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第88号 平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第90号 平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第91号 平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算
- 議案第99号 塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 請願第3号 次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願

午前10時00分 開会

○浅野委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第80号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第82号「塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第88号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第90号「平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第91号「平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算」、議案第99号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」並びに請願第3号「次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願」の8件であります。

これより議事に入ります。

議案第80号、第82号、第87号、第88号、第90号、第91号及び第99号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 本日、民生常任委員会のご審査を賜る案件につきましては、塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例など計7カ件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長から簡単明瞭にご説明をさせていただきますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○浅野委員長 ありがとうございます。

志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 改めましておはようございます。

保険年金課から議案第80号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号1、平成28年第4回塩竈市議会定例会議案と資料番号6の第4回塩竈市議会定例会議案資料のご用意をお願いいたします。まず初めに資料番号1のほうから説明させていただきます。

平成28年第4回塩竈市議会定例会議案の1ページをお開きください。

本条例案は、所得税法などの一部改正に伴いまして関係法令と同様の措置を講ずる必要があ

ることから本市の条例を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、所得税などにおいて特例適用利子など及び特例適用配当などに係る所得を分離課税することになったことから、国民健康保険税についてもこれに準じて課税対象所得の範囲を見直すため所要の規定を整理するものでございます。

本市条例の施行は平成29年1月1日とし、平成29年度分の国民健康保険税から適用しようとするものでございます。

次に、資料番号6でございます。資料番号6の第4回塩竈市議会定例会議案資料の1ページ目をお開きください。

こちらに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第80号の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、市立病院から議案第82号「塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

資料番号1の平成28年第4回塩竈市議会定例会議案と、資料番号6の第4回塩竈市議会定例会議案資料のほうをご用意いただきたいと思います。

初めに、資料番号1の4ページをお開きいただきたいと思います。

本条例案の提案の理由でございますが、4ページに記載のとおり雇用保険法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。少子高齢化が伸展する中、高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、雇用保険法が改正されてございます。

主に2点でございます。まず第1点でございますが、65歳以降新たに雇用される者を雇用保険の適用とすることとなっております。

それから2点目でございます。従来ございました給付制度の広域求職活動費を拡充し、名称を新たに求職活動支援費に変更されてございます。この2点が主な改正でございます。これに伴いまして、改正前の雇用保険法を引用しております退職手当に関する条例を改正するものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げます。

資料番号6の4ページをお開きいただきたいと思います。

塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正新旧対照表でござい

ます。右側に現行の条例、左側に改正案を記載してございます。

まず、右側の現行条例の第18条第6項中の下線の部分でございますが、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とこの部分を削り、同じく下線の高年齢継続被保険者を高年齢被保険者に改め、次に同条の第8項中の下線の部分、広域求職活動費を求職支援活動費に改めてございます。

申しわけございませんが、資料番号1の4ページにお戻りいただきたいと思っております。

4ページの下に附則に記載しておりますが、この条例につきましては平成29年1月1日からの施行とすることとしてございます。

以上で議案第82号「塩竈市立病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、私からは議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課所管に係ります内容についてご説明させていただきます。

説明の都合上、初めに本補正予算に係る3件の事業概要についてご説明申し上げます。恐れ入りますが資料番号の6、定例会議案資料の54ページをお開きいただければと思います。

初めに、経済対策臨時福祉給付金給付事業についてご説明申し上げます。

1の事業概要でございますが、国の平成28年度補正予算を活用し、臨時福祉給付金を給付しようとするものでございます。給付対象者などは、平成28年度市町村民税の均等割が課税されていない方を基本に約1万3,500人を見込み、給付額は1人につき1万5,000円。平成28年1月1日の基準日に住民登録をしている市町村で申請の受付を行ってまいります。

5の事業費といたしましては、給付費と事務費合わせまして総額で2億1,948万5,000円を補正計上しており、その全額に国費が充てられるものでございます。

6のスケジュールでございますが、今後2月から申請受付を開始しながら3月以降順次給付してまいりたいと考えてございます。

なお、本事業につきましては、平成29年4月以降にも給付を行いますことから、平成29年度の執行に係ります繰越明許費として1億7,596万3,000円をあわせて計上させていただきます。資料番号2番、一般会計補正予算の4ページ上段に記載をいたしておりますので、後ほどご参照を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、被災者支援総合事業についてご説明申し上げます。同じ資料の63ページをお開きいただければと思います。

1の事業概要でございますが、平成28年度で全ての災害公営住宅が完成し、応急仮設住宅の供与が6年目で終了となりますことから、仮設住宅にお住まいの被災者の皆さんの自立再建を支援するために国の被災者支援総合交付金を活用して、2に記載しております生活再建相談員2名を配置し、再建に向けた相談支援を行おうとするものでございます。

3に本年10月末現在の入居状況を表にまとめておりますが、表の下段、合計欄のとおり入居世帯は282、うち市内で被災した世帯は198、再建意向が確定している世帯は182、意向が未定等で確認が必要な世帯は16となっている状況でございます。

4の事業費でございますが、相談員の雇用に係る経費として206万6,000円、事務費といたしまして17万5,000円、事業費合計224万1,000円を補正計上いたしており、その全額に国費が充てられるものでございます。

5の今後のスケジュールでございますが、この補正予算をお認めいただきましたら1月から相談員を配置しながら相談支援を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、障害児通所給付費についてご説明いたします。同じ資料の65ページをお開きいただければと思います。

1の概要でございます。本給付費は児童福祉法に基づき障がいをお持ちのお子さんが通所支援などの福祉サービスを利用される際に、その経費の一部について負担を行うものでございます。そのサービス内容につきましては、2の(1)の児童発達支援から(4)の障害児相談支援まで記載いたしておりますが、3に利用状況を表にまとめてございますが、特に②の放課後等デイサービスと④の障害児相談支援のサービス利用について今後大きく増加が見込まれますことから、給付費の増額について補正計上をお願いするものでございます。

4の事業費といたしましては、総額で4,228万円を計上させていただき、国負担分として事業費の2分の1の2,114万円、県負担分として事業費の4分の1の1,057万円を財源とするものでございます。

続きまして、本補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

説明の都合上、初めに歳出予算より説明をさせていただきます。恐れ入りますが議案資料番号3番、一般会計補正予算説明書をご準備いただきまして、11ページないし12ページをお開き願います。

今回補正をお願いいたします歳出予算といたしましては、まず第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費におきまして、事業内訳欄の上段に記載の経済対策臨時福祉給付金給付事業といたしまして、2億1,948万5,000円及びその下にございます被災者支援総合事業として224万1,000円を計上いたしてございます。

その内訳でございますが、まず、被災者支援総合事業につきましては、相談員の雇用に係る経費として1節報償費で174万2,000円、4節共済費のうち27万4,000円を、9節旅費のうち5万円を、11節需用費のうち12万5,000円を計上いたしております。

次に、経済対策臨時福祉給付金給付事業につきましては、4節共済費のうち18万4,000円を、7節賃金で125万1,000円、9節旅費のうち2,000円、11節需用費のうち50万円、12節役務費のうち362万円、以下13節で1,127万8,000円、14節で15万円、19節で給付金に係ります2億250万円の事業費をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、障害児通所給付費といたしましては、同じく第3款民生費第1項社会福祉費第12目障害児施設給付費におきまして、20節扶助費といたしまして説明欄記載の児童発達支援分の731万1,000円を初め総額で4,228万円を計上いたしております。

続きまして、本事業費に対します歳入予算についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが同じ資料の3ページないし4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第1節社会福祉費補助金におきまして、説明欄2行目の被災者支援総合交付金として歳出同額の224万1,000円を、3行目の経済対策臨時福祉給付金給付事業費として2億250万円を、その下に事務費として1,698万5,000円を計上し、合計で歳出同額の2億1,948万5,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、障害児通所給付費に係る歳入といたしまして、第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第1節社会福祉費負担金におきまして、事業費の2分の1に相当します国庫負担金として2,114万円を、同じページの下段の第15款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金第4節社会福祉費負担金におきまして、事業費の4分の1に相当します県負担金として1,057万円を計上いたしております。

以上、ご説明申し上げました事業の実施を通しまして、市民の福祉向上と被災者支援の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。生活福祉課からは以上でございます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から一般会計補正予算のうち子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。議案資料No.3とNo.6をご用意願います。

まず最初に資料No.3の9ページ、10ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の第23節償還金利子及び割引料として628万9,000円を計上しております。これは、右端の事業内訳欄に記載のとおり国庫補助金等返還金費であります。平成27年度の事業で概算交付を受けていた国庫補助金と県補助金において事業費の確定に伴い返還金が生じるため、増額補正しようとするものでございます。

続きまして11ページ、12ページをお開き願います。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費の第19節負担金補助及び交付金としまして、109万1,000円を計上しております。これは、事業内訳欄に記載のとおり認可外保育施設助成事業費であります。この事業は4歳未満児の保育を行っている認可外保育施設のうち、4月1日現在で6人以上の児童を入所させている施設に対し補助金を交付するものでございます。県の市町村振興総合補助金の低年齢児保育施設助成事業を活用して2分の1の補助を受けて実施しておりますが、今年度、1施設が新たに補助金の交付対象施設に該当するため増額補正しようとするものでございます。

続きまして、同じページの次の行をごらんください。

第5目子育て支援費でございますが、第1節報酬でマイナス1,000万円を計上してございます。これは、平成28年度の決算整理に向けて放課後児童クラブ運営事業費のうち非常勤職員報酬の決算見込み額が当初予算計上額よりも下回る見込みのため減額補正しようとするものでございます。

引き続き、第5目子育て支援費の次の行をごらんください。こちらは、事業内訳欄に記載のとおり塩竈アフタースクール事業として総額で300万円を増額補正しようとするものでございます。

それでは、事業内容についてご説明いたします。恐れ入りますが資料No.6の66ページをお開き願います。

まず、1番の事業概要でございますが、この事業は国の地方創生推進交付金を活用し、放課後に子供にとって魅力的な事業を提供し、次代を担う子供の健全育成を図る事業でございます。事業の実施に当たりましては、地域のコミュニティーやボランティア、行政さらにはNPO等

の民間事業者等が協働しながら行う地域資源を活用したさまざまな事業を、この事業の実施主体が連絡、調整することにより、放課後の居場所づくりを行おうとするものでございます。この事業を進めることにより子供が安心して充実した放課後を過ごせるようになるため、保護者が就労しやすい環境が整備されますので、定住促進にもつながるものと考えております。

この地方創生推進交付金は、ご案内のように国の1億総活躍社会を目指す地方版総合戦略に位置づけられ、地方公共団体の自主的、主体的な取り組みのうち先導的なものを支援するため、今年度新設された制度でございます。これまで本市は、その採択に向けて国と協議していたところでございますが、今回11月25日に内示があり、今回補正計上させていただいたものでございます。

2番の事業期間といたしましては、平成29年1月から平成31年3月までの3カ年を予定してございますが、ここでこの事業のイメージをご説明いたしますので、67ページのイメージ図をごらんください。

67ページ、イメージ図の真ん中にアフタースクール事業とあります。その周りに楕円で囲まれたスポーツ教室や放課後等デイサービス、こども食堂そして放課後児童クラブなどの現在実施されている主な事業が描かれております。それぞれの事業には、吹き出しで事業ごとに事業目的や課題が記されております。これらの事業は、現在それぞれが独立して運営されていますが、アフタースクール事業は、これらの事業の連絡調整等を行い新たな事業の企画や事業の設立支援、PR等を行うことによりまして、放課後の子供の居場所づくりを通じて保護者の就業支援につなげていこうとするものでございます。

このような取り組みを平成30年度まで継続して基盤づくりを行い、平成31年度以降はこの機能を子育て支援センター等に移転させ、継続実施してまいりたいと考えております。このようなイメージを実現させるための事業内容としましては、66ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、3番に記載のとおり平成28年度にまず小学生の保護者に対するニーズ調査を行います。この調査に基づき、平成29年度に塩竈アフタースクール事業を開始し、各事業の企画や関係機関への連絡調整を行いながら、新規事業の展開や既存事業の充実拡大に平成30年度まで継続して取り組んでまいります。平成30年度には、これらの事業効果の検証を行いまして、各事業の継続実施につなげてまいりたいと考えております。

4番の事業費は、平成28年度分としての内示額が300万円となっております。うち、国の負担が2分の1の150万円で、本市負担分の150万円は別途地方財政措置が講じられる見込みとな

っております。

5番のスケジュールでございますが、平成29年1月からニーズ調査、分析等を行い、4月から新規事業の展開、既存事業の充実拡大、事業の周知を行い、平成30年度まで事業を継続してまいります。その後、事業の効果検証及び今後のニーズ調査等も平成30年度で実施していく予定となっております。

本市としましては、このような先駆的な事業に取り組み、放課後の子供たちの居場所づくり、女性の就労環境づくりを通じて定住促進につなげてまいりたいと考えております。塩竈アフタースクール事業の概要については以上でございます。

それでは、次に補正予算の歳出の内訳についてご説明いたします。再び資料No.3の11ページ、12ページをお開き願います。

第5目子育て支援費の第13節委託料に基礎調査業務委託料として291万6,000円、その上の第11節需要費に消耗品費として8万4,000円、合わせて300万円を平成28年度事業費として計上しております。

続きまして、同じ資料の19ページ、20ページをお開き願います。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の第19節負担金補助及び交付金として267万2,000円を計上しております。これは、事業内訳に記載のとおり私立幼稚園就園奨励事業費であります。今回の補正の内容についてご説明させていただきます。

また、資料がかわります。資料No.6の73ページをお開き願います。

私立幼稚園就園奨励費事業についての資料になります。まず1番の概要ですが、本市では私立幼稚園に就園している子供の保護者の経済的負担の軽減と、幼稚園教育の普及、啓発充実を図るため、幼稚園が入園料保育料を減免した場合、市が幼稚園に対し減免額分を補助する負担軽減措置を行っております。平成28年度からの国の幼児教育無償化の段階的取り組みにあわせ、多子世帯及びひとり親世帯等に係る保護者の負担軽減措置を拡充いたしました。

2番の負担軽減措置の内容でございますが、(1)の多子世帯における保護者負担の軽減措置では、(1)の下の米印に記載しておりますように、平成27年度までは小学校3年生以下の兄、姉などの兄弟がいた場合、年齢の高い子から第1子、第2子、第3子と数え、第2子が入園している場合には保育料等が半額、第3子以下の子が入園している場合には全額を減免する内容でありました。これを平成28年度からは市民税所得割額が7万7,100円以下の世帯で多子計算の最低算定対象となる年齢制限、いわゆる小学校3年生以下の制限を撤廃し、年齢にかか

ならず算定の対象とするものでございます。なお、市民税所得割額が7万7,100円を超える世帯については、これまでどおり小学校3年生以下の兄弟から順に数える方法に変更はございません。

(2)のひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置では、市民税が非課税の世帯または均等割額のみ課税の世帯、あるいは市民税所得割額が7万7,100円以下の世帯で保護者または保護者と同一の世帯に属する者がひとり親世帯等の場合、保護者負担を軽減する特例が創設されました。(2)に記載の表であります。市民税が非課税または均等割額のみ課税の世帯、あるいは所得割額が7万7,100円以下の世帯については、それぞれ上の表に記載の補助限度額が適用されておりました。今回ひとり親世帯等に該当する場合には、保護者の負担を軽減するため、下の表に記載されている補助限度額が適用されるものでございます。

3番の事業費及び財源内訳ですが、今回の負担軽減措置の適用により事業費として267万2,000円の増額補正をしようとするものでございます。財源内訳ですが、国庫補助金として幼稚園就園奨励費補助金278万円の増額を見込んでございます。

それでは、次に補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

資料No.3にお戻りいただきたいと思っております。資料No.3の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の第1節総務管理費国庫補助金として、150万円を計上しております。これは、先ほどご説明いたしました塩竈アフタースクール事業の事業費300万円に対し2分の1の額を地方創生推進交付金として増額補正しようとするものでございます。

続きまして、同じく第14款国庫支出金のうち第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金の第3節幼稚園費補助金であります。私立幼稚園就園奨励費補助金として278万円を増額補正しようとするものでございます。

続きまして、同じページ、第15款県支出金第2項県補助金第1目総務費県補助金の第1節総務管理費補助金であります。市町村振興総合補助金のうち低年齢児保育施設助成事業として54万5,000円を計上しております。これは、認可外保育施設への助成事業費の増額分109万1,000円の2分の1を増額補正しようとするものでございます。

子育て支援課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きます、長寿社会課から一般会計補正予算中、長寿社会課に係る補正予算について、ご説明をさせていただきます。

まず、補正予算に係る事業内容についてご説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料No.6のご用意をお願いしたいと思います。資料No.6の55ページをお開きをお願いいたします。

高齢者施設等の防災設備等の整備についてでございます。まず、1概要でございますが、国の平成28年度補正予算を活用し、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者施設等について介護サービス事業者が行うスプリンクラー設備等の整備や防犯対策に要する経費を補助し、入所者の安心安全を確保しようとするものでございます。

2番の事業内容等の補助対象事業及び補助申請状況の表ですが、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業は1事業者の申請がございます。補助対象額及び補助金額とも415万3,000円で、補助率は10分の10でございます。防犯対策整備事業につきましては、1事業者が人感センサーつきライトなどで申請しておりまして、補助対象額が52万6,000円に対しまして補助率2分の1の26万3,000円が補助金額となっております。

3番、事業費及び財源内訳ですが、本市補助金額として事業費の計441万6,000円の全額が国庫補助地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるものでございます。

4のスケジュールですが、今後国からの内示を受けて記載のとおり準備を進めてまいりたいと考えております。

続きます、同じ資料の64ページをお開きをお願いしたいと思います。

地域医療介護総合確保事業補助金交付事業についてでございます。1の事業概要については、今年度募集していた地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の3施設がございましたが、このうち地域密着型介護老人福祉施設につきましては、再募集を行いましても応募がなかったことから当該施設に係る地域医療介護総合確保事業補助金を減額させていただこうとするものでございます。なお、応募がなかった要因等を調査、分析しまして、今後の対応をさらに検討することとさせていただきます。

2番目の施設の応募状況でございますが、(1)当初募集選定状況では4月の募集の表でございます。そしてあと(2)再募集選定状況、7月の募集の表でございます。こちらに記載のとおり小規模特別養護老人ホームにつきましては、募集条件の定員等、ユニット型29人からユニット型18人以上29人以下に緩和しまして、再度の募集を行いましたが、応募がございません

でした。今後の取り扱いでございますが、ただいま地域密着型介護老人福祉施設の応募がなかった要因等の調査、分析を行ってございます。これを踏まえまして、今後の対応を検討させていただきますまして、平成29年度事業として再々募集をしていきたいと考えてございます。

3番目、予算の整理でございます。地域医療介護総合確保事業補助金のうち小規模特養に係る予算1億4,183万9,000円を今回減額をさせていただきます、その上で平成29年度、新年度予算につけかえをさせていただこうと考えてございます。

4番の事業費及び財源内訳でございますが、この1億4,183万9,000円全額県補助となっております。こちらを減額させていただこうとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容を説明させていただきたいと思っております。資料No.3をご用意をお願いしたいと思います。資料No.3の補正予算説明書11ページ、12ページをお開きをお願いしたいと思います。説明の都合上、歳出から説明をさせていただきます。

第3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費19節負担金補助金及び交付金の1億3,742万3,000円の減額についてですが、内訳は先ほど説明させていただきました高齢者福祉施設等の防災設備等の整備に関する地域介護・福祉空間整備補助金の増額441万6,000円、それから地域密着型介護施設の整備に対する地域医療介護総合確保事業補助金の減額1億4,183万9,000円との合計額、差し引き額でございます。その下の段でございますが、5目介護保険費28節繰出金170万8,000円につきましては、後ほど説明をさせていただきます。介護保険事業特別会計で保険事業勘定におきまして制度改正に伴います介護保険システムの改修が必要となったため、当特別会計の繰出金として計上させていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明をさせていただきます。同じ資料の3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

第14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉補助金のうち地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金441万6,000円は、高齢者福祉施設等の防災設備等の整備に対する国庫補助金でございます。本市補助金の支出額、全額が対象となるものでございます。

次に、下段の表になります。第15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金1節の社会福祉費補助金1億4,183万9,000円の減額につきましては、歳出での地域密着型介護施設の整備に関する補助金の減額に伴うものでございます。

長寿社会課からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、私から議案第87号「塩竈市一般会計補正予算」のうち、保険年金課所管の後期高齢者医療事業の窓口負担免除に係る補正予算案について、ご説明させていただきます。

資料番号3番の平成28年塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の11ページ及び12ページをお開きください。

ここの部分の歳出予算の第3款民生費第1項社会福祉費第10目後期高齢者医療費といたしまして、後期高齢者医療保険の免除延長市町村特別負担金として19節の負担金及び交付金といたしまして1,455万9,000円を増額しまして、総額を6億5,883万4,000円とするものです。本件につきましては、平成26年度から平成27年度まで再開をしておりました東日本大震災の被災者に対します後期高齢者医療の医療機関における窓口負担金の免除にかかった費用につきまして、宮城県後期高齢者医療広域連合から請求がありました平成28年分に係る市町村負担分について計上するものでございます。

続きまして、議案第88号に移らせていただきます。議案第88号の「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」についてでございます。

同じく資料番号3の塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の26ページないし27ページをお開きください。

こちらの部分総括表をごらんいただきたいと思っております。歳入歳出それぞれ補正額の欄のとおり1億7,342万3,000円を追加いたしまして、補正後の額を歳入歳出それぞれの計の欄のとおり75億6,225万5,000円とするものでございます。

次に、説明の都合上、歳出のほうからご説明いたします。同じ資料冊子の資料番号3の30ページないし31ページをお開きください。

第2款保険給付費の第1項療養諸費のうち、まず第1目一般被保険者療養給付費でございます。説明欄記載のとおり一般被保険者療養給付費といたしまして19節の負担金補助及び交付金といたしまして4,405万2,000円を追加するものでございます。説明欄記載のとおり一般被保険者療養給付費として19節の負担金及び補助金として4,405万2,000円を追加するものでございますが、この追加額の根拠についてでございますが、平成27年度、昨年度から高額薬剤の保険適用が続きます、平成27年度は前年比でこの給付費につきましては7.4%増、本年度につきましても引き続き給付費の高どまり傾向が続いてございます。このことから前年比伸び率を上方修正いたしました結果の額と現行の予算額との差額を計上しているものでございます。同様の

積算の結果でございますが、第2目の退職被保険者等療養給付費も同様でございます、金額として6,858万2,000円、下2つ飛びますけれども、第2項の高額療養費のうち1目一般被保険者高額療養費も4,146万9,000円、さらに第2目退職被保険者等高額療養費は2,725万円を追加するものでございます。

一方で、第2款の保険給付費第1項療養諸費のうち第3目一般被保険者療養費が772万9,000円の減額。第4目退職被保険者等療養費は同じく20万1,000円の減額とするものでございます。今申し上げた2つの減額の部分につきましてでございますが、こちらは主にはり・きゅう・あんま等に係る療養費に関する支払いでございます、高額薬剤などの増額要素がないことなどから試算の結果、現行予算をさらに下回ることも見込まれることから今申し上げた減額につきましては、減額措置を提案するものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

歳入のほうですけれども、同じく資料の28ページないし29ページをごらんいただきたいと思っております。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金といたしまして、少し戻りますが31ページでございます歳出の一般被保険者療養給付費の4,405万2,000円、一般被保険者療養費の減額ですが772万9,000円の減額分、それと一般被保険者高額療養費の4,146万9,000円の合計額、こちら合計しますと7,779万2,000円になりますけれども、これの国庫負担定率負担分の32%になります2,489万3,000円をこの歳入の部分で追加するものでございます。以降、同様になりますけれども、第2項の国庫補助金につきましても積算方法は同様でございます、今申し上げました7,779万2,000円の国庫補助定率負担分の7%に相当します1目の財政調整交付金の1節の普通調整交付金でございますが、544万5,000円を追加するものでございます。

次に、第7款でございます。こちらも全く同様でございますが、県支出金の第2項県補助金第2目財政調整交付金につきましても同様でございます、7,779万2,000円の県定率負担分の6%の相当する額になります466万7,000円を計上いたしております。

歳出の一般被保険者に係るものにつきましては、今申し上げました歳入額の合計、これを合計いたしますと3,500万5,000円となりますけれども、これに先ほどの歳出の部分、一般被保険者に係る歳出の部分は7,779万2,000円になりますので、この歳入で不足する部分につきましては、お手元の第10款繰入金第2項基金繰入金第1目の財政調整交付金繰入金を活用し、不足分でありまして4,287万7,000円を基金から取り崩して補てんすることといたします。

次に、第5款の療養給付費交付金につきましては、歳出の退職被保険者等療養給付費が6,858万2,000円、退職被保険者等療養費のほうは減額の20万1,000円。退職被保険者等高額療養費2,725万円の合計額9,563万1,000円を計上しております。こちらの退職被保険者に係る歳出につきましては、退職被保険者に係る保険税歳入を除く部分の財源は全て社会保険診療報酬支払基金という団体から支払われますこちらの第5款の療養給付費交付金で全て歳入補填されることとなっております。したがって、退職被保険者に係る額につきましては、歳出に係る額につきましては、同額を歳入計上を提案させていただくことになります。

議案第88号は以上となります。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第90号「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

同じく資料No.3、お手元の資料No.3をご用意いただきたいと思います。補正予算説明書の41ページ、42ページをお開きをお願いいたします。

今回の補正につきましては、保険事業勘定に関する補正でございます。総括表に記載させていただきましたとおり、歳入歳出ともに341万5,000円を補正し、総額を50億5,308万4,000円とするものでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。同じ資料の45、46ページをお開きをお願いいたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の補正額341万5,000円につきましては、介護保険法施行令が本年9月に改正されまして、平成30年度から介護保険料算定におきまして土地売買等の長期譲渡所得、短期譲渡所得の特別控除等が拡大されることとなりましたので、介護保険システムの改修が必要となりまして所要の電算業務委託料を補正計上させていただこうとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

ページを戻っていただきまして、43ページ、44ページをお開きをお願いいたします。

まず、第3款国庫支出金第2項国庫補助金第4目介護保険事業費補助金の補正額170万7,000円につきましては、今回の介護保険システム改修費用の2分の1に対して国庫補助金があたるものでございます。なお、この国庫補助金でございますが、国の平成28年度の事業とされてございまして、年度内着手を条件とされているため、今回補正予算に計上させていただき事業を

実施させていただこうとするものでございます。

次に、第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金の補正額170万8,000円につきましては、今回の介護保険システム改修費用に係る繰入金でございます。

介護保険事業特別会計については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、市立病院から議案第91号「平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算」についてご説明をいたします。

資料番号4の平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算のほうをご用意いただきたいと思えます。

1ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、収益的収入及び支出の第2条のほうでございます。初めに費用といたしまして、第1款病院事業費用第1項医業費用をごらんいただきたいと思えます。C型肝炎治療に係る薬品費として1億5,000万円を増額補正計上するものでございます。これによりまして、第1款病院事業費用は29億985万8,000円から30億5,985万8,000円となるものでございます。費用の増加に伴いまして収益のほうも増額補正をしてございます。

上段の病院事業収益のほうをごらんいただきたいと思えます。第1款病院事業収益第1項医業収益を1億6,410万円増額補正しております。これによりまして、第1款病院事業収益は29億5,195万6,000円から31億1,605万6,000円となるものでございます。

続きまして、第3条をごらんいただきたいと思えます。

第3条では、たな卸資産購入限度額として当初予算に計上しておりました3億2,400万円の限度額を、病院事業費用の補正額と同額の1億5,000万円増額し、購入限度額を4億7,400万円に改めております。

2ページをお開きいただきたいと思えます。

2ページ上段の表は、平成28年度塩竈市立病院事業会計補正予算の実施計画でございます。収入の表の病院事業収益の補正額1億6,400万円の内訳でございますが、第1款病院事業収益第1項医業収益第1目入院収益として4,930万円、第2目の外来収益として1億1,480万円を補正してございます。

支出といたしましては、第1款病院事業費用第1項医業事業費用第2目材料費として1億5,000万円を補正するものでございます。下段の表につきましては、補正予算の説明資料とな

っておりますので、ご参照いただければと思います。

市立病院の補正予算については以上でございます。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第99号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

資料No.1と資料No.6をご用意願います。まず、資料No.1の定例会議案の33ページをお開き願います。

この議案は、提案理由にございますように塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者候補者として選定した団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。指定する団体は、2番に記載のとおり東京都豊島区の特定非営利活動法人ワーカーズユープで、指定の期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

それでは、指定管理者の概要についてご説明いたします。資料No.6の85ページをお開き願います。

この団体は、4番に記載のとおり平成13年9月に設立された従業員数約1,900人のNPO法人でございます。6番の活動内容と主な事業でございますが、まず活動内容としましては、①の保険医療、福祉の増進を初め③の子供の健全教育を図る活動のほか、④に記載のとおり、このような活動を行う団体に対する助言、援助等も行っております。

主な事業としましては、高齢者支援の事業を初め⑥の保育、学童保育、子育て支援等の事業、⑨、⑬の障がい者の支援、そして⑫に記載のとおり指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業等を行っております。このうち、児童館、放課後児童クラブの運営実績としましては7番に記載のとおり児童館は全国で65カ所、うち県内では仙台市で7カ所、さらに放課後児童クラブは全国で145カ所、うち仙台市で8カ所の運営を行っております。

次に、候補者選定結果についてご説明いたします。86ページをごらん願います。

まず、1番の選定経過ですが、10月4日に第1回目の選定委員会を開催し、募集要項等を協議してございます。その翌日になりますが早速公募を開始し、11月2日に2つの事業者から申請がございました。11月17日に第2回目の選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーションとヒアリング等を経て、選定審査を行っております。

この選定委員会は、本市職員と外部委員の合計8名で構成され、このうち外部委員としては専門的知見をお持ちの大学教授、元小学校長、さらに放課後児童クラブの保護者2名に加わっ

ていただき、ご意見を頂戴しながら審査を行ったところでございます。

次に、2番の審査の概要でございますが、この8名の選定委員が施設運営等に関する12の評価項目を5段階で評価し、比重をかけて配点した提案内容と価格評価の8名の合計点数2,800点を満点と設定させていただいております。この6割の1,680点をいわゆる最低基準としまして、それを上回った事業者のうちの最高得点者を候補者と選定いたしました。

3番の審査の結果でございますが、選定委員8名の評価点数の合計が高い1,992点であり、最低基準である6割を上回りましたこの事業者を指定管理者の候補者に選定したものでございます。

評価のポイントとしましては、この事業者が全国あるいは仙台市での実績が豊富で、高齢者介護や障がい者福祉など多様な事業を実施していることなど記載のとおりの評価を受けまして、選定委員会としては総括にも記載のとおり、全ての項目でもう一つの事業者を上回ったことからこのNPO法人を選定することが適当であるとの結論となったものでございます。

次に、評価点数等をご説明しますので、87ページをお開き願います。

4番の選定基準項目と候補者に選定したこの事業者の評価点数を記載してございます。評価項目としては、1の団体の運営管理、基本方針から最後の12の提案見積金額までの12項目でございます。項目ごとの評価得点は表に記載のとおりであります。総合点が一番下に記載されてございますが、2,800点満点中1,992点となったものでございます。なお、88ページから98ページには募集要項、それから99ページから108ページには業務仕様書を記載しておりますのでご参照願います。

議案第99号については以上でございます。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。私のほうからはちょっとこまごましたところなんですけれども、5点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に資料No.3番の12ページ。すごい初歩的な質問で恐縮なのですが、この12ページの真ん中、説明の欄の中に、中段のやや上のほうにある事務機器等賃借に伴うパフォーマンス料というのが実際どんなものなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 補正予算説明書の12ページ、中段に

ございます使用料及び賃借料の事務機器賃借に伴うパフォーマンス料ということで……。

(「はい、そうです」の声あり) はい。こちらは、事務機器といたしましてコピー、複写機を専用に受付会場のほうに設けまして事務の効率化を図ってございます。その際に賃借料といたしまして、このパフォーマンス料ということで……

○浅野委員長 ちょっと待ってください、意味がわからない。パフォーマンスという言葉が。言葉の意味。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 実際にどのぐらい使うかというような使用枚数分と、あとその使用にかかります賃借料的な意味あいも2つございまして、その計画の部分でのパフォーマンス料というのが賃借にかかる費用になるというふうに捉えているところでございます。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 済みません、ちょっと勉強不足で、そのパフォーマンス料という言葉がよくわからなかったもので、質問させていただきました。

次に移りたいと思います。

資料No.6のほうから質問させていただきたいと思います。一番初めは54ページ、経済対策臨時福祉給付金給付事業になります。今後のスケジュールとして1月から給付システムの構築と制度の周知というところがあるんですけども、この給付システムというのは今現在だとどのようなものを想定されているのか。あともちろんその後の周知のことも含めて手続のフローというのが進むと思うんですけども、そこら辺をどのようにお考えなのかを説明いただければと思います。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 経済対策臨時福祉給付金の関係で、給付システムということで今回構築をしていく予定となっております。こちらにつきましては、既に今年度も臨時福祉給付金や高齢者向けの給付金ということでシステムを導入してございますが、この臨時福祉給付金につきましても同様にシステムを導入いたしまして、金額が変わる部分等々ございますので、今回新たに構築をしようということでございます。対象者の割り出しですとかそういった内容、あと支給したかどうか、そういったもののシステムを構築する予定となっております。

また、制度の周知につきましては広報しおがま等活用しながら、あるいはホームページ等を

活用しながら該当となる皆様に周知が行き届きますように努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。続きまして、次のページ55ページです。

高齢者施設等の防災設備等の整備についてということで、今回合計2事業者から申請があったということなんですけれども、その他市内の各施設というのは、もう2事業者を除いて大体整備が済んでいるというような状況なのではないでしょうか。もし実態を把握していれば、お教えください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

資料No.6の55ページ、高齢者施設等の防災設備等の整備でございます。今回の補正予算の内容として2件を上げさせていただいております。まず、スプリンクラーの設備の整備事業でございますが、こちらのほうは今市内の事業者さんのほうでは該当するとすれば2事業者の状況でございます。そのうち1事業者さんから今回応募があったと。もう1事業者さんは、もう少し後の整備を考えていらっしゃるようでございます。

それからあと、防犯対策整備事業ということで上げさせていただきました。実は、国の補正予算のほうでは、もう1項目、高齢者認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業というものがございました。こちらのほうは、済みません、途中で割り込んでしまいましたけれども、認知症対象者のグループホームの4事業者がございまして、こちらのほうは防災改修等というようなことでのご要望は今回なかったということでございます。

それで、もう一つの防犯対策整備事業、こちらのほうは市内にある19施設、対象となる施設がございまして、そちらのほうに国の照会を受けて紹介をさせていただいたところ、1事業者さんのほうからの今回要望があったということで、今回の対象としましてスプリンクラー1事業者、防災対策整備1事業者という内容で補正予算を上げさせていただいた状況でございます。よろしく申し上げます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ちょっと質問の回答とちょっと違ったのかなと思ったんですけれども、市としては、では例えば防犯対策整備事業のほうとして19事業者中今回1事業者という話だったんですけれども、残りの18については、もう対策が整備としては済んでいるというふうに市としては把握

しているということでもよろしいでしょうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 防犯対策のほうは今回対象のほうにご希望が上がってきていないということもございまして、一定程度そういった項目のところは、それぞれの施設のほうで間に合っているかなというふうに捉えてございます。今後、またいろいろな指導等はしていきたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。応募がなかったということなんですけれども、補助率2分の1ということでもしかしたら足踏みされている事業者さんもあるのかもしれないんですが、こういうことは万が一に対する対策としてなので、ぜひ、実態を把握して、もし市として不足があるのかなと感じる部分に関しては、ぜひ積極的に進めていってほしいなというふうに思います。

続きまして、資料No.6の66ページ、塩竈アフタースクール事業についてお伺いしたいと思います。資料6番、67ページのところにイメージ図として市内の各サービスの中心、ハブとなるようなアフタースクール事業というのをやっていきたいという話があるようなんですけれども、実際平成28年度にリサーチをして平成29年度に実施して、もう既に平成30年度でまとめというアンケート調査と後の移転に対して事業がこういうふうに進んでいるという、非常に忙しい事業になっているんですけれども、その中でイメージ図としてはある意味満遍なく子供に対しての支援というのをやるよというふうに書いてあるのですが、そこまで1年間で全部できるのかなというのが正直な感想です。そもそもこのアフタースクール事業というものに着想に至った経緯というのをちょっとご説明いただければと思います。例えば、どこかもともとニーズがあってこういうことをやっていきたい、そこにほかのやつを肉づけしたというのか、どういう着想でここに至ったのかを説明お願いいたします。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、1点目の3年間かけて大変忙しい事業で本当にできるのか、これらの事業を本当にできるのかというご質問でございます。まずこの塩竈アフタースクール事業につきましては、3年間の事業となっておりますが、まず初年度から一気に事業を開始していくわけではなくて徐々に開始する事業をふやしていくというような考えになっております。ですので、平成30年度までに少しずつ事業数をふやしていきたいというような考え方

になっております。

それから、この塩竈アフタースクール事業につきまして、どういう発想のもとでこういった事業を考えついたのかという内容でございますが、まず、今回の放課後児童クラブの指定管理の関係でいろいろと子供たちの状況について把握させていただきました。放課後児童クラブに通う子供たち以外にも、やはりそれ以外の世帯の子供たちについてもやはり放課後に暮らす居場所というものも必要になってきたのではないかとということで、今回こういったアフタースクール事業について居場所づくりということで事業を考えさせていただきました。大変に放課後児童クラブや学びの教室ですとかスポーツ教室、多種多様にわたるような形では書いてございますが、1つのイメージ図としてこちらのほうは記載してございますので、実際にニーズ調査に基づいてどういった事業が必要になってくるかということで今後考えていきたいと考えております。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、ここはある意味理想の形のまずイメージ図ということで捉えさせていただきました。そして平成30年度までに徐々に優先順位をつけて各事業を展開していくということなんですが、ここの部分の最後に、たしか説明の中で大体この事業を3カ年で、合わせて大体5,000万円くらいの事業規模になるよという話があったと思います。そこを2点、質問させていただきたいのですが、まず、全額が地方創生推進交付金、3年間支給されるのかということが1点目。あとは平成31年度以降に機能をどんどん移転していくということが書かれているのですが、実際、子育て支援センターというものはどういうところなのか。誰がやっているものなのか、そこについてもご説明いただければと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず1点目の5,000万円、3年間で予定しているということで、こちらのほうを単年度ごとの地方創生推進交付金の事業申請というような形になりますので、まずは今回平成28年度分については、初年度として300万円の事業が認められたということでございますので、補正予算に計上させていただきました。あと、平成29年度以降については、やはり単年度ごとの申請ということになりますので、それぞれの年度ごとに申請を出していくというような形になるかと思います。

それから、平成31年度からの機能移転ということでございます。こちらのほうもやはりイメージ図でございます。実際に子育て支援センターにまるきり機能を移転してしまうかというと

ころについても今後検討していく必要があると考えております。せっかく行う事業でございますので、事業継続についてはできる限り継続していくような方向でやっていきたいと考えておりますので、その辺も含めて今後検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。単年度ごとに事業費用を計算していくというお話をいただきました。イメージ図から見ると、各それぞれの施設というか機能をつないでいく役割だと思いますので、ちょっと5,000万円だと大分値段が高いなというか、正直それを機能移転した後つらいんじゃないかなというところが正直な感想として持っていました。

あとは、学校のニーズ調査に移っていくと思うんですけども、実際今、市が持っている、市というか市内にあるような持っている機能というものの以外にも多分潜在的なニーズというのがここにあると思っていて、その掘り起こしというのが難しいのかなというふうに考えていましたので、ある程度こちらとしても市の今後の子育ての計画に沿ってこういうものを新しく例えば整備していったらどうかというようなことも含めて、実際のユーザーの方々がまだ知らないような機能についても調査というのを行ってほしいなというふうに感じています。

済みません、長くなりますが、何点かまたご質問させていただきます。

同じく資料番号6の85ページです。議案99号、藤倉児童館と放課後児童クラブについてお伺いさせていただきます。

こちらの指定管理のプレゼンテーションについても私も傍聴させていただいたんですけども、印象としましては、さすがに非常に多くの事業所を展開されている企業さんということもあって、プレゼンテーションのほうもなかなか言い方は悪いですけども当たりさわりのないというか、テンプレート化された内容があって、その中で1つ売り文句として地域の、資源を生かした教育をやっていきたいと。かつ、その地域のハブとなるような場所をつくりたいというようなこともあったのですけれども、どうしてもやはりそのテンプレートの域を出ないような、プレゼンテーションの内容からはそういう印象を受けました。それに対しても私たちが見られない資料というのが各審査員の方々はお持ちだったと思うんですけども、その資料の内容もしくはこの事業者さんから聞いた内容の中で、実際に塩竈の資源をどのように生かしたものをあちらとしてはご提案されているのか。例えばでもいいんですが。

あとは、地域に根づく事業、もしくは中高生に開かれた事業というものに対して仙台市とかほかのサービス事業所においてはどのようなものがこの事業者として今展開されているのか。

その点についてまずお伺いしたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、プレゼンテーションの中で、ほかの指定管理者候補者のプレゼンテーションの中で地域資源あるいは地域のハブとなる事業について提案があったということで、どういったものが想定されているのかということでございます。

今回、指定管理者の候補者に選定した事業者につきましては、さまざまな福祉関係に関する事業を行ってございます。地域資源、特に児童館事業の部分につきましては、地域とのつながりというものも結構あることとなります。塩竈市、これまでの児童館運営の中でも地域とのつながりの中で事業を行ったり、児童館の貸し出しとかそういったものも行っております。そういった中では、つながりというものは大切にしていかななくてはならない部分だと思います。

その中で、地域のハブとなるような事業、例えば中学生、高校生とかを取り入れた事業とかそういった部分も行っていきたいというような提案がございました。現在、塩竈市の児童館運営あるいは放課後児童クラブの運営の中では、こういった中学生、高校生の部分での活動というものは余り行われていなかった部分がございます。そういった意味では、今回提案された事業者については仙台市の中でも児童館のお祭りとかそういった部分でボランティアで中学生、高校生が主体となって事業を企画したり、そういったことを行っているという話も伺っております。そういったことで中学生、高校生を活用した事業運営というようなものも期待できるのではないかなと考えてございます。回答になっているかどうかわかりませんが、そういったような状況でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。というと、塩竈の資源を生かしたというところはこれから考えていくということだと思います。

あと、これは実際この事業者指定を依頼する市としてのスタンスとして、ぜひ塩竈じゃなくてせつかく事業として仙台も含めさまざまところでもう既に事業を展開されている事業者さんですので、実際にはどういうことをやっているのかということもプレゼンテーションとかあちらから提案された資料だけではなくて、見た上で選定に挑んでいただけたらなというふうに思っております。

最後に、この事業、地域のハブということもあるんですが、こうすると先ほど話に上げました塩竈アフタースクール事業とも大分連携が期待されるようなものになると思うのですが、市

としては、この塩竈アフタースクール事業の中にこの指定管理者というものをどのような形で入れていきたいというふうにお考えでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、今回の塩竈アフタースクール事業それから児童館、放課後児童クラブの指定管理者等のかかわり方だと思いますが、この部分につきましてはやはり今回指定管理者の候補者として選定させていただきました事業者につきましては、それなりの福祉あるいは子供たちの健全育成という意味では、知識、経験を豊富に持っているこちらでは感じているところでございます。そういった意味では、こういった指定管理者となる事業者と、あるいは今回塩竈アフタースクール事業のほうで今後選定していこうとする事業者、そちらを互いに協力し合ってよい方向に子供たちが向かう、子供たちの放課後居場所づくりを行える形をつくっていかねばと考えておりますので、それぞれが協力し合いながら向かえる体制づくりにこちらとしてもつくっていかねばと考えているところでございます。以上です。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ、それぞれの事業者の方が連携してというよりは、市として各事業者さんの能力というのを判断した上で、市が主体的に主導権を握って、それぞれの能力を生かしてどういう方向にもっていきたいかというところをしっかりと練って、この連携というものを図って行ってほしいなと思います。

最後に、87ページです。この同じ事業の評価表について、1点だけお伺いしたいと思います。

この評価項目の中の12番、提案見積金額について。まずこの点数240点中48点という点数の算出方法をお教え願いたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、12項目のうちの最後でございます12番の提案見積金額、これが評価得点で48点ということでございます。こちらの塩竈市が指定管理者を募集する際に、指定管理費用の限度額を設定して募集してございます。その際に……資料番号6の97ページを見ていただきたいと思います。3番のところ指定管理料として3年間の合計で3億7,500万円ということで募集をかけたところでございます。これが限度額ということで設定させていただきました。今回、応募に当たりまして事業者から提案されたのが、やはり同じ金額3億7,500万円ということで、こちらの評価としましては不十分ということでこういった点数になったということでございます。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 資料番号6の87ページの評価シートの12番の評価の方法について、ご質問いただきました。そこに書いてございますように評価の視点といたしましては、提案見積限度額に対する提案見積の金額ということでございます。先ほど担当課長からご説明申し上げましたように、募集に当たって、私ども、その予算の範囲内で3年間の指定管理料というものを設定させていただきました。その募集要項の中には、指定管理料を上回った場合には失格ということを明記させていただいております。ですから、その金額の中でぜひ提案をしていただきたいという募集をさせていただいたと。

その評価の方法でございますけれども、それぞれの事業者さんの指定管理料の算出の努力を見ましょうということを考えて、私どもが設定した指定管理料そのものを5段階評価の1というふうに位置づけました。ですから、結果として5段階評価の、私どもが募集させていただきました指定管理料と同額の見積もり提案をしてまいりましたので、評価としては5段階のうちの最も低い1という評価をさせていただきました。

どういふふうにしたらその2以降3、4、5というふうが続くというのがございますが、それからある一定の割合を掛けまして、業者の自助努力として経費節減の努力をされた方に対しては5段階評価の2、3、4というふうに高い評価をしましょうということでございました。その割合については、評価の内容でございますのでご勘弁いただきたいと思いますが、業者として失格に当たらない範囲で募集要項に指定した指定管理料、金額を提案してきたということで、総体で240満点中の48点ですから20%、5段階評価の1という評価をさせていただいたという結果でございます。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ここだけちょっとえらく点数が低かったもので、何があったのかというところで気になっておりました。こちらとして限度額を設定したので、その範囲内ならば全然いいと思って、僕は自助努力よりもそういったサービス内容の向上のほうに充てていただいたほうがいいのかというところは思いますが、ちょっと1点だけもう一回聞かせていただきたいんですが、以前美術館のほうの指定管理だと、それぞれの項目に対して最低ラインというものが設定されていたような気がするのですが、こちらの児童館の指定のほうとしては、各12項目に対してそれぞれ最低合格ラインのようなものは設定はされていないのでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず今回の選定に当たりましては、評価基準ございますが、各12項目ごとに、項目ごとに最低ラインという部分については設定してございません。総体で6割を超えた場合については、1つの判断基準としていたところでございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると極端な話として、どこか1つの項目が0点になっても大丈夫というようなこともなってしまうと、実はリスク管理としては結構厳しいのではないかなというところがあるので、それぞれ多分最低ラインというのは8割超えなきゃだめ、6割、4割、いろいろあると思うんですが、そこは今後としては設定されたほうがいいのかと考えております。私からは以上でございます。ありがとうございました。

○浅野委員長 ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部委員 それでは、二、三質問させていただきます。

資料No.6の63ページ、被災者支援総合事業についてちょっとお尋ねをいたします。一応、応急仮設住宅供与期間というのは6年で終了ということ、そして公営住宅もできてきました。皆さんが随時入居されるということで大変うれしく思っております。その中で一番下に書いてありますプレハブ仮設とみなし仮設では、個々で供与期間が異なりますということなんですが、プレハブの仮設の方たちは場所によって公営住宅、建設、でき上がって入居されるんでしょうけれども、このみなし仮設の方たちの分というのはどういうことになっておりますか。個々で供与期間が異なるのは、みなし仮設の方は全然関係ない部分なんでしょうか。お尋ねいたします。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 みなし仮設の方の供与期間についてでございますが、それぞれみなし仮設住宅に契約をした月日がずれて契約がされている実態でございます。入居した日が異なるということでございまして、そこから6年目の期間が満了するまでということになりますので、極端な言い方を申し上げますと4月から3月までの幅の中でそれぞれ異なった供与期間があるという形になります。よろしく願い申し上げます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございました。理解できました。本当に一日も早く皆さんが自立して再建なされることを祈っております。

それでは、次に今土見委員から随分出ましたけれども、塩竈アフタースクール事業についてお尋ねをしたいと思います。資料番号6、ページ数は66、67ページです。ここで塩竈アフタースクール事業のイメージというのが出ておまして、これまでやってきたものをある程度総合的にまとめてより拡大あるいは充実させようということで見えております。中心になるのが今お話を聞いておまして子育て支援センターになるかどうかはまだわからないということですので、これは中心が一番大事なんだろうなというふうに感じております。

その中で、ちょっと気にかかるのが事業全体を通しての見守り、見守りは大切なんですけど子供の貧困対策ということが出てまいりました。塩竈ではこの子供の貧困という、今どのくらいの、大ざっぱでいいんですけれどもこのくらいの貧困の部分があるんじゃないかというものはつかんでいらっしゃるんでしょうか。お聞きします。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 子供の貧困に関してのご質問でございます。私ども、生活困窮者自立支援事業を生活福祉課のほうで取り組んでございますが、その中で任意事業の中では子供の貧困対策として学習支援事業という取り組みがございます。その部分で考えますと、私ども、貧困という捉え方の中では、例えばですけれども学校教育の中で要保護児童あるいは準要保護児童、また福祉の関係でいいますれば児童扶養手当、ひとり親家庭の方々、そういった部分を対象として捉えていくものというふうに変えながら今後に向けて検討を進めているような状況でございます。実際、その貧困率ということでの捉え方は大変恐縮ではございますが、現段階では率として捉えていない状況でございますので、今後検討させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうですね、子供の貧困ということが随分飛び交ってきているんですけれども、私はちょっと民生児童委員もやってきまして、その辺ちょっと疑問に思うところがたくさんあるんです。というのは、今の社会保障って非常に充実しておまして、私が一番厳しいだろうなと思うのは、ひとり親家庭でも子供がお一人の方が厳しいんじゃないのかなと、経済的に。子供の要保護という形で出ている費用ですね、いろいろ。学校の費用も全部今保障されております。ですから、食べていくのにお母さんの働いた費用がどのくらいかによって非常に厳しい家庭もおありになるということは理解できるんです。ただ、子供さんが何人かいらしゃるとそれなりの保障が出てきますので、ある程度お子さんがいらしゃると逆に何とか生活できるという

ような状況もあります。そういった形で子供の貧困対策というのは、非常にやはり実態をよく見きわめてやっていただかないと、なかなか社会保障の部分が今日本ではすごい、塩竈市もそうですが非常に充実した対策をしていただいていると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つなんですが、ここの中央の部分、塩竈アフタースクール事業の中に保護者等の就業支援というのが出ております。どういう保護者に対しての就労支援なのかということでちょっとお尋ねしたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回、この塩竈アフタースクール事業、中央の部分のところに保護者等の就業支援と記載してございます。放課後児童クラブであれば就業世帯等に対する支援ということで、もう既に保護者の方については就業されているという部分がございますが、それ以外の家庭におきましては、就業されていない世帯もかなり多いような状況でございます。そういった家庭のお子さんたちも対象にするという意味で、お子さんたちがどこか居場所を見つけることができれば、逆に今度保護者の方が就労に就くことがもしかするとできるのではないかと、そういった部分では保護者等の就業支援にもつながっていくのではないかとということで記載させていただきました。以上でございます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。納得しました。

それともう一つなんですけれども、ここに、右下のほうに放課後児童クラブということで、括弧、幼稚園併設型となっている。ここに幼稚園というのが出てきました。これはどういう意味なのか、お尋ねいたします。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今現在、市内の幼稚園で放課後児童クラブ的な事業を行っているところが1カ所ございます。そういった例えば幼稚園の卒園児を対象に、幼稚園でのやはりそういった保護者の就労支援とかそういった部分で放課後児童クラブ的な事業を行うところが出てくれば、そういったところも支援していくとかそういったことも考えられるだろうということで、こちらのほうは記載してございます。以上でございます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。身近なところでそういった午後の時間を過ごされる場所

があるということは大変いいことですので、こういったことを奨励していきたいものというふうに思います。

それから、先ほど出ましたけれども放課後児童クラブ、NPOさんがお引き受けいただきましたけれども、恐らく管理委託となると新たな展開としてNPOさん自身がいろいろな計画やら新たな事業なりを建ててくるのではないかと思いますので、塩竈アフタースクール事業、こちら3年かけてやるんですけれども、その辺の連携の度合いというのを十分に考慮していただいて、いい状態に子供たちに還元されればというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○浅野委員長 ほかにございませんか。小高委員。

○小高委員 私のほうからも何点かお伺いしたいと思います。

ちょっと多くのご質問を出されておりましたて、そういう意味では重複を避ける点についてもちょっと考えながらお聞きをしたいと思います。

1点目の議案第80号の塩竈市国民健康保険税条例の一部改正ということで、ちょっとざっくりお聞きをしたかったんですが、その税収という関係でざっくりどういった影響があるのか、あるいはこれが適用される方の具体的な例というかイメージなどを確認をしたいと思います。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ただいまご質問がありました議案第80号について、補足説明させていただきます。

この内容につきましては、具体的に言いますと台湾との国のほうで協定が結ばれて、例えばですけれどもこの条例案に例えていいますと台湾に所在する証券会社あるいは金融機関からの株式とかの配当金が例えばですけれども、塩竈市にそういった方がいて塩竈市に住んでいる方がその配当金をもらおうと。そうすると台湾当局で天引きされたあと収入というのがありますけれども、このお金に対して個別に課税されるという内容になります。これらについては当然国民健康保険についても所得税として個別に算定を求めるという内容になりますので、計算の結果それに加わるということになります。

なお、どの程度の影響が出るかということですが、この内容については申告所得になりますので、申告があればということで現段階では何名いらっしゃるかというのはまだ不明という状況でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 はい、わかりました。ざっとお聞きした限りでは、それほど大きな影響といたしますかそういった部分ではないのかなというイメージはあったんですが、ちょっと具体的に確認をさせていただきます。

それで、重複しておりましたのでお願いといたしますか要望といたしますか、そういった点であったんですが、資料No.6の54ページの経済対策臨時福祉給付金給付事業についてということで、これと同様といたしますか似たような趣旨のものがこれまでも一、二回あったかと思うんですけども、なかなか給付率が伸びてこないような、あるいはその通知件数に対しての申請件数がなかなか伸びてこないような状況があったかと思いましたので、その申請率をきちんと伸ばしていくような取り組みを改めてお願いをして、次にまいりたいと思います。

次の55ページのところだったんですけども、先ほどの質問の中でその防犯対策整備事業というところで、なかなか事業者の判断で間に合っているかなというところの判断をなされて、なかなか応募がないと。あるいは補助率2分の1というところで足踏みをしてしまうのかなという意見もあったわけなんですけど、やはりそのそういったものの事件等を考えましても、この防犯対策というのは大いにやらなければならない事業なんだろうというふうに思います。質問にならなくて申しわけないですが、そのあたりきっちりと市のほうで推進していくような取り組みをぜひここはお願いをしておきたいと思います。

それで、ごめんなさい、続きまして同資料の65ページになります障害児の通所給付費についてというところでお伺いをしてまいります。

当初予算の見込み数に対して今後の見込み数というところで、例えば②番放課後等デイサービスあるいは④番障害児相談支援といったところが、今後の見込みとして大きく伸びてくるというところで、さまざまそういったところを手厚く補正をかけていきながら進めていくということは理解をしているのですが、③番の保育所等訪問支援、たしか協議会するときにはなかなかその人的なリソースの確保が難しいというところもあったかと思ったんですが、そこに対して今回歳出補正額で4万円ほどになっていたかと思うんですけども、今後の具体的なここを推進するような取り組みというか、そこでお考えがあればひとつお聞きをしたいと思いません。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 保育所等訪問支援事業でございますが、こちらは発達支援技師の専門職の方、あるいは作業療法士の専門の方をですね、必要なお

子さんがいらっしゃる場所に保育所などに訪問しながら適切な療育指導等を行うという事業でございます。委員からもお話ございましたように、なかなか特に発達支援技師の方の需要が非常に高く、また職種的に非常に不足しているというような状況がございまして、これもなかなか拡大していくのが難しい現状と捉えてございます。また、その中で今回仲よしクラブ等でも発達障がいを含めた障がい児のお子さんを幅広く受け入れていくというような平成29年度からの取り組み等もございますので、可能な限り今現在、この事業とは別に臨床支援技師の方ですとか発達支援技師の方、お願いしている部分がございまして、そういった部分をさらに拡大できるような取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほど仲よしクラブというところのお話もございましたけれども、やはり来年度から指定管理に移行するということにはなったわけですが、今年度までの取り組みを見ておきますと、やはり先ほどおっしゃいました支援を要するお子さんへの対応というところで、現場のほうも非常に苦慮しているというようなことをこれまでたくさんお聞きをしてきましたので、来年度以降の部分はあるにしても保育所等訪問支援等の活用というところを含めてもぜひ頑張っていたきたいと。厚生労働省の総務課の少子化総合対策健全育成系の事務連絡ということで文書のほうを私も見させていただきまして、さまざま巡回支援専門員整備等で放課後児童クラブの推進への対象となっているということもございましたので、そのあたりさまざまご検討をいただきながら進めていただきたいというふうに関心からお願いを申し上げたいと思います。

それでちょっと駆け足で申しわけないのですが、先ほどさまざまご質問ございました66ページ以降の塩竈アフタースクール事業について、私のほうからもちょっとざっくりとした、恐らく今ざっくりとしたところまでの検討なのかなとお聞きをしまして思っていたんですが、大枠のところでは子供が安心して充実した放課後を過ごせる環境を構築するというところでさまざまな事業が挙げられているわけなんです、その子供が安心して充実した放課後を過ごせる環境というのは市としてこういうものだということ、私としてなかなかどう考えているのかなというところがつかめなくて、そのあたりをもう少し深めたいと思うのですがいかがでしょうか、よろしく申し上げます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず塩竈アフタースクール事業、子供が安心して充実した放

課後を過ごせる環境を構築ということでございますが、やはり子供たち、放課後において楽しく過ごすためには、やはり自分自身にとって実のあるものでないといけないだろうと。人から強制されて過ごすような形であれば、やはり子供たちはそれで飽きてしまう、あるいは嫌がってしまう。そうではなくて、やはり子供たちが自主的に取り組めるような事業をさまざま提供することによって、その子供たちが選択できる幅が広がってくるということもございますので、そういった意味で子供が安心して充実した放課後を過ごせる環境ということで考えさせていただいたものでございます。以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。塩竈アフタースクール事業のイメージというところを見ても、さまざま学校が終わった後のどう過ごすかという選択肢をさまざま広げると。それを子供あるいは保護者の方のお考えというところも出てくるでしょうが、さまざま、うちの子はこういったところに参加をさせたいというようなところで、いろいろな場所を用意をするというところに関しては、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいところなのかなと、こういうふうには今考えておりました。

それで、先ほど国の方針といいますか、そういった背景を少しご説明をいただいたんですが、私としてなかなか整理がつかないところがありまして、そのあたりをもう一度ごめんなさい、確認をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、国の背景ということでございますが、地方創生推進交付金を選択した背景ということでよろしいでしょうか。（「国としてこういったことを推進しているという何か大枠があつてのことなのかということについて」の声あり）はい。まず、今回この塩竈アフタースクール事業については、国の地方創生推進交付金を活用しての事業となります。この地方創生推進交付金を活用するに当たりましては、まず先進的な事業であるということが1つ上げられます。これまで行われてきた補助事業ですとか事業内容を踏襲するものではなくて、新たに考えられたものを推進していくというふうな内容のものでございます。

そのほかに、さまざまな横展開タイプということで、さまざまな関係機関が連携しながら行う事業というようなこともございますので、そういった部分で国のほうではこういった地方創生推進交付金を創設しているような状況がございます。そういった新たな交付金でございますので、なかなかこちらのほうでも考えるときには厳しい部分がございますが、今後事業展開に

向けていろいろと知恵を出しながらやっていきたいと考えております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先日、厚生労働省の方が来ていただきましてさまざまお話を伺う機会がありまして、その中で政府における放課後対策というようなところのさまざま経緯も含めてお伺いをしてきました。その中で「放課後子ども総合プラン」の推進というあたりで平成26年くらいからさまざまそういったところの推進をされてきたということがありましたので、ちょっと私としてそのあたりが絡んでくる話なのかなというふうに考えていたもので、1つお聞きをいたしました。なかなかちょっと具体性がまだ見えてこない部分でありますので、今後も引き続き注目をしながら進めて、その事業施行というところを見させていただきたいと思っております。

それで、最後になりますが、藤倉児童館の指定管理の関係で85ページの中から少しお伺いをしていきたいと思っております。それで、私のほうもプレゼンテーションに参加をさせていただきまして意見カードを書かせていただきました。それで、その選定にかかわる部分では先日の常任委員協議会の中で質問させていただいて、どういった形で選定において反映されたかということはお聞きをしたわけなんですけど、この意見カードの内容というものに関して主なものということで口頭でご説明をいただいたんですが、この意見カードの内容を取りまとめたものをお教えいただくと、あるいは市全体として保護者を含めてこの指定管理者制度というものをよりよいものにしていくという観点から見た際に、これをしっかりと公表していくというようなところについてのお考えをお聞きをしたいと思っております。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず今回の選定委員会の中で傍聴者の方々から出されたご意見カード、さまざまなお意見がございましたが、この部分についてぜひ公表をとすることを考えていないかということでございますが、もしこのご意見カードの出された意見については特に出し渋る必要のないことであると思っておりますので、言葉がちょっと適切ではなかったかもしれませんが、まあ、意見の内容については公表させていただきたいと考えています。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。さまざま、ただただ公表というのも性格上難しいところもあるのかもしれませんが、ぜひ市民の中でも議論していただいて、どうあるべきかというところを考える上ではぜひとも理解をしていきたいなというふうに考えております。

それで、このワーカーズコープという指定管理候補者のところで、仙台市で7カ所児童館をやっておられると。ほかの児童クラブにおいては仙台市で8カ所やっておられるということでさまざまノウハウを持っている事業者なんだろうなというふうに考えております。ちょっと内々の話をすると、内々といいますか秘密でも何でもありませんが、私の上の娘が実は1年生のときにこちらの児童館でお世話になったこともありまして、ある程度のイメージは持っているつもりではありますが、やはり新しいということで私どももちょっとその機会があれば今やっているところを見させていただくなどしたいなというふうには考えております。

それで、この仙台市の放課後児童クラブの取り組みについても、先日ある程度お聞きをしたわけなんです、仙台市さまざまその指定管理者が幾つか入って、そこに市の関係者も入ってワーキンググループを今つくっておられるというようなこともありまして、例えば支援を要する児童の適切な対応という意味では、一定期間の中で事例検討会等を行いながら全体でノウハウを蓄積していくとか、そういったような取り組みをやっているということをお聞きをしまして、そこにこのワーカーズコープも含めて市内の全指定管理者の方々が入られているというようなことがありました。

それで、塩竈でこのワーカーズコープさんが運営をしていくに当たって、その仙台市内の取り組みというのはあるわけなんです、そこに参加していく中でノウハウをぜひ市として持ち帰ってきていただきたいと。あるいは市の担当者の方で仮に参加できる条件があるのならば参加をしていっていただきたいなと思うのですが、そのあたりについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、今回指定管理者の候補者に選定いたしました事業者でございますが、支援が必要な子供に対する事業の部分におきましても積極的に研修に参加していくこととしておりますし、それからあと職員についてもそういった研修会があれば出席させたいということでの提案が出されております。そういった意味では、研修に参加し、やはり先進的な事例があればそういったノウハウを持ち帰ってきてもらうことは可能ではないかと考えております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 もしできれば、ぜひ市の担当の方1人くらい一緒に参加していただけると直接蓄積ということも可能になるのかなというふうに思いますので、そこもぜひご検討いただきたい

なというふうに思います。

それで、これで最後にしようかと思ったんですが、ちょっと1点思い出したことがあったのでごめんなさい、最後に1点だけお聞きをしたかったんですが、減額補正の関係でいわゆる放課後児童クラブの職員の方の関係、1,000万円ほど減額補正だったと思うんですが、なかなか集まらないということで、そこに関して非常にご苦勞があったんだろうなということがわかったわけなんですけれども、いわゆる厚生労働省の関係で放課後児童支援員等処遇改善等事業というようなことに取り組みられておられるようです。それで、塩竈市の関係でいいますと、この要件というのが平日が18時半を超えて開所していることというような要件があって、この2分の1の補助、人単位当たり150、160万円程度の補助なので、それなりに大きな補助になるのかなと思うんですが、6時半を超えて開所していないと、この処遇改善等事業の対象にならないということで結構使いづらいというふうなことは厚生労働省の担当の方もおっしゃってありました。宮城県内、平成27年度の状況だと、恐らく仙台市ともう一つ登米市くらいでしか使われていないような状況だったわけなんです、ワーカーズコープさんのそのプレゼンテーションの中でぜひ閉所時間を6時半を超えていきたいというようなことをおっしゃっていたかと思うんですが、そのあたりを踏まえるとこういった事業の活用等も今後できてくるのかなというふうに思うのですが、そのあたりに関して何かお考えというか、つかんでいることというか、あれば最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回候補者に選定された事業者からのプレゼンテーションの中で、時間の延長を考えていきたいと言われた部分については、たしか児童館の運営の部分で時間延長をしていきたいと考えているというような話でこちらで伺ったと思います。ただ、それも確定ではなくて、今後検討していきたいというような内容でしたので、放課後児童クラブの部分につきましては、今後もし指定管理者に指定されれば事業者のほうとの協議が必要になってきますので、その中で確認はしていきたいと考えております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。恐らく意見カードの中にも6時半を超えての開所を望む声というのが入っていたんじゃないかなというふうに思っているわけですが、そのあたりニーズを含めてしっかりと受けとめながらやっていただきたいと強く願ひまして私からは終わりたいと思います。ありがとうございました。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私からも皆さん聞いていたんですが、ちょっと確認したいんですけども、あと私わからないので教えていただきたいのですが、まず資料No.3の12ページの認可外保育施設助成についてなんです、一応109万1,000円としているんですが6人以上ということなんです、市内に何件くらいこういった助成しているところがあるのかお知らせください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回、認可外保育施設助成事業として補正予算を組ませていただきましたが、市内にはこの助成の対象となる施設、平成27年度は2カ所で行いました。今回もう1カ所が助成の対象となるということで合計3カ所になる予定であります。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。それでこういう事業をするときには、行政側に届け出をするんですか。それとも仕組みというのは簡単でいいんですが、届け出をすればいいのかそれとも何か許可、認可をもらうのか、その辺だけちょっとお答えください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 この助成事業を受けるに当たりましては、まず条件が何点かございます。その中で、例えば先ほどの説明の中でも説明させていただきましたが、3歳以下の児童を保育していること。それから4月1日時点で6人以上の児童を保育していること。それから、今回県の市町村振興総合補助金の低年齢児保育施設助成事業を活用することになりますので、宮城県におきまして前年度においてその施設の検査がございます。その検査において特に問題がなかった施設ということでの条件等もございますので、そういったことが1つの条件となってくるような状況でございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。

次に資料No.6の73ページに私立幼稚園就園奨励費等で今説明を受けたんですが、1つだけ教えていただきたいんですが、所得割課税額が7万7,100円となっているんですが、年収にするとのくらいの方で何人くらいおられるのか、それをちょっと教えてください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回所得割額7万7,100円ということですが、それを収入に直したのですが、国のほうで言っているのがたしか1つの目安としまして年収約

270万円までを1つの目安にしているということでございます。（「あと人数は」の声あり）
今回こちらの私立幼稚園就園奨励費事業の対象人数につきましては、当初見込みでは489人を見込んでございましたが、実績の見込みとしましては548人を見込んでおります。ですので、プラス59人、今回の私立幼稚園就園奨励費事業の計算の上では多くなっているというような状況でございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろこう、ちょうど収入のちょっとオーバーして受けられない人と恩恵を受けている方のこの間話を聞いて、ああ、あの人の家庭はもらってるんだけどうちにはもらえないんだと。そのくらい収入あるからいいのかなと思うんですけども、わかりました、実態が。ありがとうございます。

あと、ちょっと駆け足でいきたいと思うんですが教えていただきたいのが、64ページ、地域密着型の介護老人福祉施設の応募者がなかったということなんですが、補助とかいっぱい出るのにもったいないなと思いますのが1点と、塩竈のやはり介護福祉関係の実態を見ると施設に入りたい、入りたいという方のご家庭が多いということなので、いろいろななぜ応募しないのかというよりも応募の推進を、事業参加を推進するように呼びかけて、この事業を円滑に活用してもらって福祉関係の向上につなげて行ってほしいなと考えるんですが、そういった、ただなぜ応募しないのかという理由ではなく応募してほしいというような積極的な市としての働きかけをしていくのかどうか、お聞かせください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長 長寿社会課長 ありがとうございます。介護施設のほうの地域密着型の特別養護老人ホームのほうに応募がなかった状況でございますが、応募をしていただけるような条件づけなどができるかどうかなども含めまして、いろいろな調査をさせていただきながら今後の対応を検討していきたいなと思ってございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 さらに努力をしていただければなと思います。

あと済みません、市立病院関係でいうと1億5,000万円、これは高額な薬の影響かなと思って、以前にもちょっとお話ししたんですが、この薬の管理、あと運用、有益な事業促進に向けていただければなと思うんですが、その辺の管理から運用について説明していただけると助かるんですが。

○浅野委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 C型肝炎の治療薬についてまず管理というところからお答えさせていただきたいと思います。こちらにつきましては入院、それから外来とも市立病院のほうで薬の管理をしております。それで、ことしの3月から4月にかけても薬価の改定がございまして、この間の協議会でもご説明を申し上げたんですが、8万円から5万円にと下がるというところがございましたので、薬剤部のほうで薬の管理をきちんと徹底を行いまして、まずは3月末の薬価改定までには薬を使い切って病院に損を出さないというような形で管理のほうをきちんと行ってございます。そういった中で、患者さんの投薬についてはそういったところの管理をきちんと行いながら、費用の面でも病院のほうで損を出さないというような形で管理の徹底をしているというようなところでございます。

それからもう一つ、こちらにつきましては病院の収益についてというふうなお話であったかと思いますが、今回1億5,000万円補正をさせていただいてございます。こちらにつきましては、今現在大体1錠5万円ということで1カ月間これを使いますと大体150万円、お一人当りこの費用がかかってまいります。これを大体月、12月からですが3月末まで25人で何とか4カ月を使っていくということで1億5,000万円、150万円の25人の4カ月ということで1億5,000万円の費用を計上させていただいております。これの収益ということでございますが、これにあわせて1億6,410万円ということで、病院収益には最終的には約300万円ほど純利益のほうで病院収益には精算あるというところで今回補正を計上させていただいております。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 C型肝炎の方の病気が治りますよう祈っておりますし、その手助けとしていい薬を有効に使って患者さんが本当によかったと言えるような事業を今後も推進していただければと思います。

次に移りたいと思います。土見さん、阿部さん、小高さんが質問しておりました塩竈アフタースクール事業関係なんですけど、先ほど私この表を見ると貧困という、阿部さんもお話ししていたんですが、サービスをいっぱいするのはいいんだけど、気がかりなのはその切れ目のない子育て支援というのは我々民生常任委員会は埼玉県三郷市へ行って勉強してきたんですが、そのときにいわゆる家族の協力であり、その母親の教育もうんと重要なんですというふうな指導を受けてきました。こういうアフタースクール事業、一旦こういう事業をして最終的には家

庭、家族のもとに子供さんが帰るわけですが、それと同等に親の教育というのまで考えているのかどうか、その辺、こういうアイデアがあるんですというのがあればお知らせしていただきたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まずこの塩竈アフタースクール事業、菊地委員がおっしゃるように家族、保護者の方々の協力というものも大変必要になってくる事業だと考えております。今回事業を進めるに当たって親の教育という部分も必要ではないかというような話でございしますが、確かにその保護者の方々に対する教育と言っていいのかなのかというのはございしますが、やはり協力関係を求める中で、その保護者の方々とのコミュニケーションを図っていくとかそういった部分で改善、いい方向に持っていければという部分は考えていきたいと思えます。私からはそのようなことしか今の段階では言えないような状況ではございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 提案されたときの説明としては、やはり子供がみずから主体的活動を望む事業なんですよと言われて、ああよかったなと私は思っていました。やはり、あとこういう事業が本当にうまくいくのは、やはり行政側だけのこういった事業ではなくやはり家庭、家族の協力がなければ進まないと思うんです。家庭、家族と言っちゃうとあれなんです、市民の協力がなくて、市民住民の協力がなくなかなか進まないんでないかなと思いますので、そんな意味で最終的な市民の代表者である家庭の親のやはり最大限の協力がなくて、せっかくないいプランをつくっても事業が推進しないのではないかなと心配しますので、冒頭申しました親の教育というのも大事ではないかなと思っています。事業概要を見ると、保護者が就労しやすい環境を整備するんだよと言っているんですが、やはりそういった中でも就労というのわかるんですけども、やはり自分の子供は自分でやはりちゃんと育てる教育観というのをしてもらった上で、こういった制度を利用してもらおうというのがあればいいのかなと思っていますので、そういった決意を持ってこの事業に当たっていただけるのであれば、私はまあオーケーかなと思うんですが、こういった事業だけつくって後はお任せしますというのだったらちょっと地方創生推進交付金ももったいないなと思いますので、これも我々の税金で賄われていっているものと思うと、やはり実のある事業を展開できるように今後さらなる決意を持って事業に当たっていただきたいなと思いますが、ご感想をお願いできればお願いしたいと思えます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長　やはり今回の塩竈アフタースクール事業を行うに当たりましては、さまざまな事業を行っていくことになるかと思えます。その上では、やはり人任せ、委託する事業者任せっぱなしということではなくて、市の行政としてかかわっていくという必要がございます。また、その事業が継続して実施していかななくてはならないというのは、やはり子供たちにとっても必要なことでございますので、そういう意味では最大限事業が継続できるように頑張っていきたいと思えます。

○浅野委員長　菊地委員。

○菊地委員　頑張ってください。

あと、もうちょいだけおつき合いしてください。この塩竈アフタースクール事業で先ほど阿部委員も貧困というような形で聞いていたんですが、私は税の公平、平等性の使われ方という観点からすると、本当に手を差し述べてやりたい方がいっぱいおられるというのが十二分にわかるんですけども、やはりその貧困で、例えば生活保護を受けてこういう制度も受ける、児童手当も受ける、何もするというふうに全部が全部ではなく、やはり子供が自立ではなく親が自立できるようなね、そういう制度、体制に持っていただければ塩竈の未来というのは明るいのではないかなと思うんです。手を差し伸べるのはうんと簡単だと思うんですけども、やはりそういったサービスを受けるからには、それなりに自分たちも一生懸命に頑張ってそのサービスを受けながら自分たちの生活向上が図られるよう、そういった事業展開を望んでいきたいと思っております。いろいろ何夢を語ってんだと言われるかもわからないんですが、そういった心構えで頑張ってもらえれば、この事業がうまくいくのではないかなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

あと最後に1つだけ聞いて終わります。資料No.6の55の高齢者の施設関係、防犯等、先ほども聞いていましたけれども、スプリンクラーの関係でいうとこういう人の集まる所、これは古い既存の施設を利用していた人がこのスプリンクラーを使用する、私の認識では人のこういった集まる所はスプリンクラーを設置しているのを認可でなかったかなと思っていましたが、数年前からたしか施設が火事になったとき以来、変わったんでないかなと思うんですけども、その辺の説明をしていただくと助かるんですが。

○浅野委員長　鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長　資料No.6の55ページの高齢者施設のところで、スプリンクラーの整備でございますが、今委員ご指摘のとおり平成27年4月に消防法などの関係のほうが変わり

まして、それ以前はもう少し大きな施設が対象でしたが、平成27年4月からは高齢者の認知症のグループホームの施設、そういったものが対象になるようになったということで。先ほど申しあげました本市施設のうち整備が終わっていないのが2施設で今回1施設が手を挙げられたという状況でございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。その2施設のうち1事業者が今回だと。後の1事業者にもやはり安心して利用できるようにこの制度をお知らせして、利用者の安心安全を望みたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。西村委員。

○西村委員 最後に1点だけ、先ほど菊地委員からも指摘ありましたけれども、資料番号6の64ページ、施設の募集の件で応募がなかった要因、ここにきてなかったからわからないんじゃないと思うんです。何が要因なのか、資金的な面なのか人の面なのか、人材の面なのかその辺わかりでしたらお知らせください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 業者の公募のほうでございますが、事業者さんのほう、いろいろ聞きながらということを進めているところでございます。その中でお話がございましたのは、規模的なところでなかなか大きな施設と違ったようなところで厳しさがあるというようなこと。それから介護職員のほうの採用といいますかそういった面でも困難があるというようなことなどを伺ってございます。

県内で平成28年度に同様の施設を地域密着型29床以下というところで募集をした状況、独自に調べましたので、そこをちょっとお知らせさせていただきたいのですが、仙台市を除く県内13市、本市を入れてですね、それから近隣の3町に問い合わせたところ、今年度地域密着型の特養を公募したのは7市でございました。認知症のほうではございません。そのうち3施設で応募があつて決定しているというようなところでございます。7市と言いましたが複数募集しているところもありましたので、県内全体では9施設の募集をして、行われて、そのうち3つの施設で応募があつたというような状況でございました。県のほうでもこういった状況なので調査をするというようなことも言っていましたので、そのようなことなどをいろいろ調べながら、調査しながら今後の対応などを検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 来年9月、最終的には来年度中には再応募をしていただいて決定されるということですので、その辺は十分にこの面、人の面含めまして塩竈市も大分施設に入る方、待っている方が結構いらっしゃいますので、その施設管理をよろしく願い申し上げ質問を終わります。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時27分 休憩

午後0時27分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第80号、第82号、第87号、第88号、第90号、第91号及び第99号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第80号、第82号、第87号、第88号、第90号、第91号及び第99号については、原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時29分 休憩

午後0時39分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第3号「次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。平山主査。

○平山事務局主査 それでは、平成28年12月定例会初日で配付させていただきました請願文書表を読み上げさせていただきます。

請願第3号。受理年月日平成28年12月1日。

件名、次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することを求める請願。

要旨。

公的介護保険は、1997年に法制化され、「介護を必要とする高齢者の介護等にかかる負担（費用、家族介助、福祉施設利用料、福祉用具、住宅改修等）を社会全体で支援するための保険制度」で、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠の公的な社会保険制度になっています。

このような中、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針2015）では、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討する方針が出されています。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具貸与及び住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒及び骨折の予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、又は遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に、軽度者に対する福祉用具貸与又は住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、これらのサービスの利用が抑制されることにより重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

よって、国においては次期介護保険制度改正における福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し利用者の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うよう強く要望いたします。

貴議会におかれましても、地方自治法第99条の規定により、次期介護保険制度改正における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書を提出することをお願いいたします。

提出者、住所、氏名。塩竈市北浜四丁目5の25 地域福祉を考える会代表。

紹介議員氏名、鎌田礼二議員、伊勢由典議員、曾我ミヨ議員。

以上でございます。

○浅野委員長 それでは、請願紹介議員により請願の趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 民生常任委員会の皆様においては、早朝から審議のほど大変ご苦労さまでございます。

今、出されました新たな請願については、今述べられたとおりの趣旨でございます。この中では、実は「地方議会意見書相次ぐ」というシルバー産業の業界紙が10月10日に報道されておりまして、その中で全国の議会の中でも数々意見書が上げられていると。22府県、111の市区町で同様の請願そして同様の意見書が提出されているというのをニュースで紹介されております。特に、この見直しによって塩竈市のこの関係でいいますと、特に改めて決算の成果品を見ますと福祉用具の貸与がざっと1万807件、金額にすると1億2,767万6,000円というのが決算上、そういうことで言われておりますし、福祉用具のこれまた関係で購入と、福祉用具を購入するという方々が220件、594万6,000円ということで決算されて、多くの利用者の方々がこの福祉用具ないしは住宅改修を行われております。住宅改修に関していうと190件でございます、その中で全体で2,500万円、そのくらいの金額で住宅改修を行い、20万円の限度額になっておりますが、1割負担というものは伴うものの、こうした自立に向けた取り組みの支援を受けて数多くの方々がそういうことで支援を受けられていらっしゃいます。これが全額自己負担ということになりますと、これを手控えるということにもなります。そして、この事業者、ヘルパーの方々の派遣も多くなっていくということにもなりますし、介護給付費をいわば給付費がさらにふえていくという問題も伴ってまいります。

したがって、先ほど私の口頭でもお話ししたとおりシルバー産業の業界紙の全国のこういったところでもさまざまな要請運動があつて、全国でもこういった請願あるいは意見書等の採択が進められているというのが現在でございます。

改めて請願者の方の先ほどご意見も頂戴いたしました。北浜4丁目の下山さんという方ですが、事業者の方なんです。東北ドック鉄工の手前のほうの事業者の方であります。その方のご意見も今述べたようにこの点での改正になられますと、福祉用具の機械を失うということになって、家屋での、家での転倒が出てくるだろうと。ヘルパーさんが行く機会がふえてくると。そうすると介護給付費がふえてくるということにもなるし、趣旨から外れてしまう

と。20万円のさまざまな住宅改修ですか、こういうものについてもやはり転倒によって重度化が進むと。そして、この1割負担、今介護要支援1かな、1から介護4になってしまうことになってしまうと。転倒したりしてこういうことになるので、より一層介護度が高くなってしまいます。そういうことを避けるためにも、ぜひ請願を採択してほしいというものでの言葉をいただきました。

ぜひ、きょうの審議におきましてこの請願採択についてどうかよろしくお願いをし、そして意見書採択もあわせてしていただければ、こういった皆さんの請願の方々の趣旨に添うということになりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。大変ご苦労さまでございます。

○浅野委員長 曾我議員。

○曾我議員 ご苦労さまです。時間も押し迫っているのですが、今伊勢議員から述べられたことに尽きるわけですが、その後の動きでも国のほうでも随分審議してしまっていて、これは時期尚早だという流れになっています。それで、何とか塩竈のほうでも意見書を上げて、ぜひこれはくいとめるということが今求められているんだと思いますので、どうぞ委員の皆さんにはぜひ意見書採択になるようにご審議のほどお願いしたいと思います。よろしくお願います。

○浅野委員長 ありがとうございます。それでは、委員各位からのご発言お願いいたします。
阿部委員。

○阿部委員 ちょっとお尋ねしたいと思います。なかなか介護保険の基準というのは難しいんですけれども、要支援1の方たちがこういった制度を受けられるということなんですか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 要支援1の方から今の制度を受けられることになってございます。用具のほうの購入とか、あと住宅のところで。あと要支援の方と要介護の方で若干違うところはございますが、要支援の方から使える制度になってございます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 軽度ということで要支援ですね、要支援の1、2の方たちなのか、それともあとの要支援の方の1というのは、身体的にはどの程度なのかちょっと教えていただきたいのですが。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 要支援の方ですと、日常的な生活、何らかの支援が必要ですが、

生活機能が改善する可能性の高い方ということでございます。介護保険のほうの介護予防サービスが利用できる。ことしから少し総合事業というところに移行してきている方でもございますが、先ほどの用具などのほうは介護保険のほうの制度のほうで、制度といたしますか、日常生活、総合事業ではなくて従来からの介護給付といたしますか予防給付のほうでございませう。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 なかなかこういった制度というのは非常に大事な部分がありますけれども、その枠がなかなか本当にどの程度それが使われるのかということで、今ご説明いただきましてありがとうございます。20万円限度というのは、これは国のほうで決められている金額でございませうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 国のほうで介護保険制度の中で決められているものでございまして、先ほどもお話ありました自己負担は1割という介護保険のほうと同じ状況がございませう。

○阿部委員 ありがとうございます。

○浅野委員長 いいですか。ほかにございませうか。小高委員。

○小高委員 今回こういった請願を考えさせていただくに当たって、さまざまどういったお声があるのかというところを先ほど紹介議員の方からもお話ございましたけれども、その見直しというところでは再考というものを求めて22万人の方が署名なされた、前の状況もあったということでお聞きをいたしました。それで、11月25日付で介護保険制度の見直しに関する意見の草案ということで、その国の資料というところも見させていただきましたが、やはりその要支援要介護度のその利用者負担の違いの関係だとか、そういったところで確かに今後の持続可能性というところでさまざま議論はあったようではありますが、その中でも国のまとめの中でも要介護度の程度にかかわる、要介護度といたしますか、認定程度にかかわらず必要なサービスを受けられるようにすることがまず大切だと。先ほど紹介した方々のお話にもありましており、その状態を改善していくと、あるいは今後重症化していかないようにするという観点から、そこは非常に重要だというふうに意見も取りまとめられているというふうなところがございました。

それで、今回の福祉用具の貸与の対象外化というところに関しては、この内容を見る限りで

は国のほうもこういったさまざまな意見あるいは思いを受けとめまして、いわゆる見送りという形に近い部分で今進んでいるのかなというふうに考えております。その費用の面というところを含めたとしても今後の重症化という観点が抑制されていくというところが1つと。確かに業者によって値段が大幅に違うというところも大きな議論になっているようで、そこはまた別の議論になってくるかと思うんですが、これを果たして対象外にするかどうかという点で見れば、国のほうもある意味こういったところを受けとめて今動いているのかなというような思いもございます。

そういった点で、ぜひこの請願に関しても塩竈市として、我々としてぜひその推進をしていきたいと。その国の考え方というところも含めて、推進できるところは推進していきたいというふうにも思っておりますので、ぜひ私としてはこの観点で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長長寿社会課長 済みません、先ほど説明漏れが少し。先ほど要支援1、2の方の対象のところというところで済みません、ちょっと資料ページを探せなくて先ほどお答えできなかったところがありました。福祉用具の貸与のところがございますが、段階で少し違まして、先ほど利用者の方のところをお尋ねあったかと思えます。要支援1、2の方と要介護1までの方ですが、用具の貸与でございますと工事を伴わない手すり、それから工事を伴わないスロープを置くというようなものでございます。それから、歩行器、歩行補助のつえなどが対象でございます。あと、要介護2、3の方の対象品目になりますと車椅子、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、リフトなどとなっております。要介護4、どんどん上乗せになっていくのですが、4、5の方になりますと自動排泄処理装置など、このような段階がございます。先ほどちょっと漏れました。よろしく願います。（「ありがとうございます」の声あり）

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。確認というか私としてウェブに載っている情報は収集したんですけども、それ以上はちょっとわからない部分としてあったんですが、今回介護制度によって福祉用具貸与及び住宅改修のサービスということなんですけれども、この住宅改修に関してはどのような形で変更する方針になっているのか。ちょっともう一回概要というか大まかな流れのところを、もし誰か一番詳しい方がいればご説明いただけたら助かります。

○浅野委員長 住宅改修の部分でどういった部分が変わっていくのか。（「そうですね」の声あり）鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 私どもは厚生労働省のホームページなどを注意して見て情報、あるいは新聞などでこう出ている情報ということで申し上げますと、先ほど申し上げましたのは福祉用具の貸与のところでございます。それから、住宅改修のほうですと要介護1から5の方、要支援1、2の方が手すりの取り付けや段差の解消、それから滑りにくい床に張りかえるとか引き戸を開けやすくというような、などなどの改修があるところがございますが、軽度の方の負担についての検討、あり方ということで検討が行われているようでございまして、例えば要支援1、2の方のところも自己負担ということなどなどが新聞報道などに載っている状況でございますが、どなたかがもしおっしゃっていたようなところでその後はいろいろ検討が上がったという段階で、その後は結果としてはまだ示されていないところかと思われまして、お願いいたします。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。菊地委員。

○菊地委員 この請願は、大変重要ななと思っております。4月1日から障害者差別解消法というのが出ました。いわゆる介護の認定を受ける方というのも障がい者になるのではないかなというふうな理解をしていくと、やはりその障がい者がこの地域で介護者も障がい者も一緒とこう思えば、やはりそういった段差とかバリアフリー化をしていくという意味でも大変重要な、この介護保険制度の利用というのは阻害されてはだめだなというふうに思っておりますので、ぜひ私はこういった意味で重度化を防いだりとか介護の予防という観点からもこの請願は妥当ではないかなと思っておりますので、各委員におかれましては私はそういった観点を思慮していただければなと思っておりますので、私の意見としては立派な請願ではないかなと思っております。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。阿部委員。

○阿部委員 済みません、では1つだけ。塩竈にこういったことを取り扱っている業者さんというのは何件くらいあるんでしょうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 大変申しわけございません、正確な数は……三、四社ありますでしょうか。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 2 分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご意見はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第 3 号は、採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。

よって、請願第 3 号は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 3 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、本委員会を終了いたします。

大変長時間ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

午後 1 時 1 0 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 浅野 敏江